

久喜市議会

令和6年11月定例会議追加議案

(令和6年12月9日上程)

議 案 目 録

議案第 56 号	久喜市都市公園条例の一部を改正する条例	1
報告第 24 号	専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること）	2

議案第56号

久喜市都市公園条例の一部を改正する条例

久喜市都市公園条例(平成22年久喜市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「(久喜市総合運動公園市民プールの更衣ロッカーについては、利用の際)」を削る。

別表第1久喜市総合運動公園の部プールの項を削り、同表備考第3号ただし書を削る。

別表第2久喜市総合運動公園の部市民プールの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市総合運動公園内の市民プールを廃止するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

報告第24号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年12月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 46,420 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和6年11月6日午後2時00分頃、久喜市間鎌地内の市道栗橋122号線において、職員が肩掛式刈払機で除草作業をしていたところ、石が飛び、相手方の車の窓ガラスを破損させた。

令和6年11月29日

久喜市長 梅 田 修 一